

出版の現在

平井彰司
筑摩書房 編集局
2010年5月10日
文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

出版産業の現状

出版産業2009

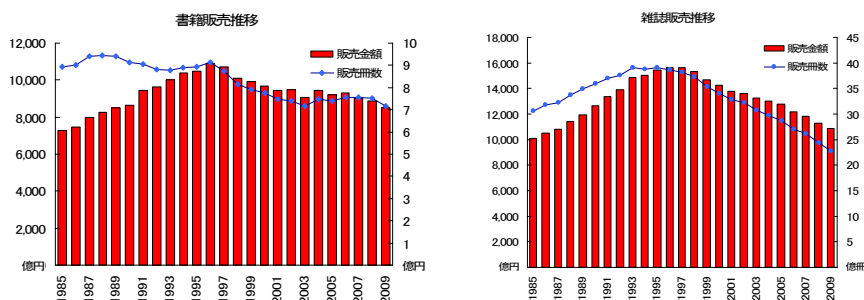
- 出版社数 : 3979社
- 推定売上金額 : 1兆9356億円
(書籍9492億円、雑誌1兆864億円)
- 推定販売部数 : 約34億冊
(書籍7億冊、雑誌17億冊、コミック10億冊)

※参考データ:A中古書店販売部数:2億7852万冊
公共図書館個人向け貸出部数:6億9164万冊
大学図書館個人向け貸出部数: 3070万冊

出典:3省合同懇談会「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用に関する関連資料」

市場規模の推移

- 取次ルート経由の販売実績

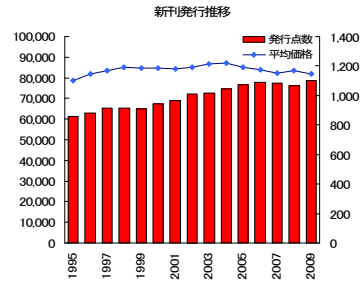
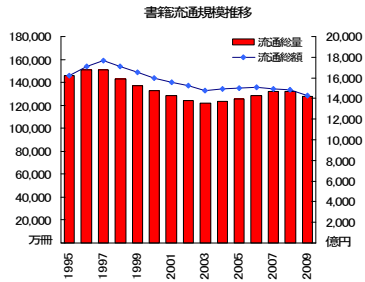


ピーク時の1996年、2兆6564億円から27%の減少

出典:『2010出版指標年報』出版科学研究所

書籍出版の現在

■ 書籍の総流通と新刊点数



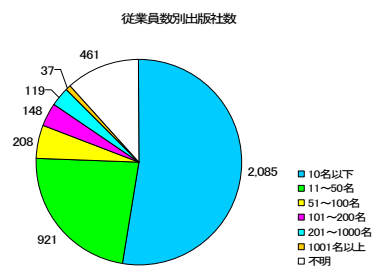
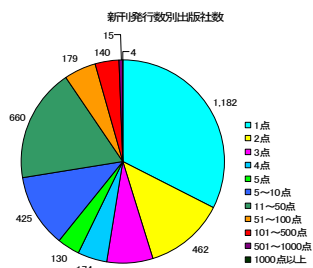
総流通が減少する一方で新刊点数は着実に増加
1995年の6万1302冊から2009年は7万8555冊に

出典:『2010出版指標年報』出版科学研究所

出版社の実態

■ 出版社の企業規模

1997年:4612社 → 2008年:3979社



多くの出版社の存在により出版物の多様性が確保されている反面
そのほとんどは零細で経営基盤は脆弱

出典:『出版年間2009』出版ニュース社

国際比較Ⅱ

■ ドイツ(2008年)

書籍販売企業の総売上高:96億1400万ユーロ

総出版点数:9万4276点

初版本平均単価:24.62ユーロ

出版社数:1804社

■ フランス(2007年)

出版社の合計売上高:71億5000万ユーロ

総出版点数:6万376点

※上位12グループで売上高の78.9%、

上位5グループで出版点数の28.7%を占める

出典:『出版年間2009』出版ニュース社、「出版ニュース」2010年5月上旬号

出版社の役割

書籍出版の一例 I

- 企画立案から入稿まで
 - 執筆依頼
 - 著作者のサポート
 - 原稿の読込み
 - 著作者へのフィードバック
 - 原稿完成
 - 用語・用字の統一等
 - 組方指定
 - 写真・挿画の手配
 - 入稿
 - 図表・解説等の準備
- 組上りから校了まで
 - ゲラ出力
 - 校閲者チェック
 - 各種権利処理
 - 著者校
 - 書名最終確認
 - 造本・装丁進行
 - 原価試算
 - 帯コピー・デザイン決定
 - 校了

書籍出版の一例 II

- 印刷から頒布まで
 - 印刷・製本会社手配
 - マーケティング
 - 類書の実績調査
 - 初刷部数・価格決定
 - 市場予測
 - 宣伝計画立案
 - 配本計画策定
 - 取次店との意見交換
 - 刊行
- 刊行以後
 - 書誌情報整備
 - メディアへのパブリシティ
 - 売行把握
 - 増刷計画検討
 - 出版各賞へのノミネート
 - 受注・返品管理
 - 在庫調整
 - 二次使用への対応
 - その他

商業出版物の分類例

- 書籍
 - 一般書(文芸書、教養書、実用書)
 - 専門書(人文科学、社会科学、自然科学)
 - 芸術書(画集、写真集、書)
 - 児童書(絵本、仕掛本)
- 雑誌
 - 一般誌・専門誌
 - 学術ジャーナル
- コミック(漫画雑誌を含む)
- 教育書(学校教科書、学習教材)
- 辞書・辞典類
- その他(地図、楽譜、法令集等)

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

12

出版社の機能の一例

- | | |
|---------|-----------|
| ■ 才能の発見 | ■ 著作者との対話 |
| ■ 法令確認 | ■ 権利処理 |
| ■ 紛争解決 | ■ 対外窓口 |
-
- | | |
|-----------|-------------|
| ■ 研究成果の集成 | ■ 最終テキストの確定 |
| ■ フィルタリング | ■ オーソライズ |

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

13

出版界のプレイヤーたち

- 出版社
 - 印刷・製本会社
 - 取次店
 - 書店
-
- 写真家
 - イラストレーター
 - 装丁家
 - デザイナー
 - ライター
-
- 各種プロダクション
 - 編集、翻訳、校閲、デザイン、DTP、営業代行 他

出版物のデジタル化

電子書籍Ⅰ

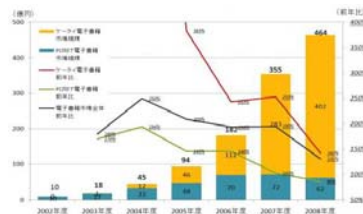
■ 年譜

- 1997年 光文社電子書店オープン
- 2000年 電子文庫パブリ サービスイン
- 2003年 ケータイ向け配信スタート
- 2004年 ソニー、松下 電子書籍専用端末発売
- 2006年 携帯コミック市場100億円到達
電子書籍取次 事業開始
- 2008年 iPhone3G国内発売
- 2010年 日本電子書籍出版社協会発足

電子書籍Ⅱ

■ 市場特性

- 市場規模(2008年) :464億円(対前年比131%)
 - 内訳:ケータイ402億円、PC62億円
 - 内訳:コミック350億円、文芸60億円、写真集53億円
- 推定タイトル数:15万タイトル
- 3キャリア合計公式サイト数:1000以上
- 年代比
 - PC → 30代中心
 - 携帯 → 20代中心
- 男女比
 - PC 男性7割:女性3割
 - 携帯(文芸) 男性3割:女性7割
 - 携帯(コミック) 男性4割:女性6割



出典:『電子書籍ビジネス調査報告書2009』『電子コミックビジネス調査報告書2009』インプレスR&D

電子書籍Ⅲ

- 様々な課題(思いっくままに)
 - 豊かな日本語表現の追求
 - 字形(正字・俗字・略字、異体字)、書体
 - 組版ルール(禁則、ルビ、圏点、角書き、返り点、縦中横、字下げ、段組、箱組、欧文混在)
 - デジタル特有の機能の実現
 - 拡大・縮小(リフロー)
 - 検索、マーク、リンク
 - 多様なデバイスへの対応
 - 各種ブックリーダー、ポータブル・ゲーム機
 - 収益モデルの構築
 - 課金決済システム(少額決済、高セキュリティ、手数料フリー)
 - 認証システム(デバイスフリー・OSフリー、個人情報保護)
 - DRM(コピー制限、アクセス制限、違法流通トレーサビリティ)
 - その他

電子出版

- 電子辞書
 - 販売金額:約413億円、販売台数:250万台
(2800年、国内出荷実績)
- ウェブ・マガジン
 - 実証実験、課金モデル・広告モデル、標準ワークフローの構築
- Eラーニング
 - 電子教科書、遠隔地教育
 - デジタル・デバイス対策、ネット・リテラシー教育
- 電子ジャーナル
 - エルゼビア、シュプリングー等
 - 日本語市場の可能性検討
- データベース・サービス

海外事情

- Amazon
 - Kindle, Search inside !
- Apple
 - iPad + iBookStore
- Google
 - Google Edition
- Press
 - Wall Street Jurnal, New York Times
- Others
 - Micro Soft, Adobe Systems

大規模デジタル化の行方

- ゲーグル
 - ブック検索訴訟和解案
- 国立国会図書館
 - 保存のためのデジタル化

出版者の権利

出版権

- 著作権者との設定行為による
 - 契約の締結が必要、つまり著作権者の一存
 - 保護期間満了した作品や著作権のない出版物は、どんなに労力がかかっている場合でもコピーされ放題
- 著作権者の複製権の一部が移転される
 - 出版行為によって新たな権利が生み出されるわけではない
- 印刷に類する方法に限られる
 - デジタルな利用には無力
- 出版社が行っている仕事と出版社がおかれている状況には対応できない

海外の事例

- 英国(オーストラリア等にも類似規定あり)
 - 「発行された版の印刷配列」を著作物として保護
 - 保護期間は最初に発行されてから25年間
- ドイツ(イタリア等にも類似規定あり)
 - 保護期間満了した作品や著作物でない場合でも、学術的な整理の成果を示し、既存の刊行物と区別される「学術的刊行物」を著作物として保護
 - 保護期間満了後に初めて公刊される著作物を「遺作著作物」として保護
 - 保護期間は発行後25年間

著作権審議会第8小委員会 I

- 経緯
 - 1985年7月、著作権審議会第47回総会で設置を決定
 - 1985年9月、第1回会議開催
 - 1988年10月、中間報告書公表
 - 1990年6月、報告書公表
 - 会議開催45回、WG開催3回に及ぶ

著作権審議会第8小委員会Ⅱ

■ 報告書の概要①

- 出版社の出版行為
 - 出版者は、発意と責任をもって出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う行為、すなわち出版行為を行う者である。出版者は、このような出版行為により、著作物の公衆への伝達上重要な役割を果たしている。
- 出版物の複写利用
 - 出版物の複製は、今日、複写機器を用いることにより、極めて簡易に、かつ、低廉に行えるようになってきている。これに対して、現在、出版者は、その出版物の無断の複写利用を阻止し、あるいは、その利用者から一定の対価を受けることができるような権利は、原則的に、与えられていない。このような事態が生じることにより各種出版活動の安定性が損なわれる場合においても、現行制度上、出版者は、自己の固有の権利を行使して適切な対応をとる立場にはなく、出版活動、ひいては我が国における文化の発展上、憂慮される状況にある。

著作権審議会第8小委員会Ⅲ

■ 報告書の概要②

- 出版者の権利の必要性
 - 出版者は、出版行為により、著作物の伝達上重要な文化的役割を果たしている。出版行為により、著作物の伝達上果たしている出版者の重要な役割を評価し、既存の出版権の設定の制度に加えて、出版者に、その出版物の複写を中心とした複製についても一定の権利を認めることが必要であると考え。新たな技術的進歩等に対応した出版者の保護を期し、その出版活動の安定と活発化を図ることによって、著作物の社会への伝達を促進し、文化の発展に寄与するものと考え。
- 出版社の権利の性格
 - 出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、技術的進歩等に対応して新たに出版者の保護を図るものであって、実演家、レコード製作者等の保護と同様に著作隣接権制度の中に位置付け得るものであること。簡易に複製されることに対して、出版活動の安定性を確保できるようにするための権利であること。

著作権審議会第8小委員会Ⅳ

■ 報告書の概要③

□ 出版者保護の内容等

- 複写機器の発達・普及の状況に対応し、出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、新たな保護を図るものであることから、出版者の出版行為が権利の目的となると考えられる。ただし、具体的な利用行為においては、出版物の版面が利用されることから、実際上は、出版物の版面の利用に関して権利を認めることにより、出版行為を保護することになると考える。
- いわゆる「電子出版」においては、出版という専門的な行為が個人や企業内において簡易に行えるようになるほか、情報が通信回線により提供できることにもなり、版面を媒体とした情報の提供という形での出版行為の様相が将来変化することも予想される。出版者が電子により著作物を伝達する場合の保護について、どのような利用に対して権利を認めるべきかについては、「電子出版」に関する技術の開発が目覚ましく進展しつつある現時点では、将来を見通した判断が難しいところから、今後の課題として別途検討することが適当であると考ええる。

その後の20年Ⅰ

■ デジタル・ネットワーク社会の爛熟

□ クラウド化、ソーシャル化

- いつでも、どこでも、多くの人と繋がっている状態
- 口コミによるメガヒット増加×作品の断片化が加速

□ ナップスター、ユーチューブ

- 著作権侵害のカジュアル化、スピード化、大規模化、状態化
- 合法ビジネスへのシフト×回復されない被害

□ フリー、オプトアウト

- ゲーグル的文化
- コンテンツ価値の下落×サスティナビリティの終焉

その後の20年Ⅱ

- 出版物の二次利用の拡大
 - 対外翻訳、原作使用
 - 条件交渉、各国・業界別慣習・相場観の把握
 - 作品イメージの維持、向上
 - 朗読、障害者支援
 - 利用の質・規模による許諾条件のボーダー設定
 - ウェブ利用
 - 一般ユーザーに対する許諾業務の増加
 - 侵害対策(防止、摘発、中止要請、法的解決)
 - 電子書籍
 - 第三者によるフリーライドの防止
 - ビジネスモデル確立のためのリソース投下

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

30

様々な課題

- 権利の束としての出版物
 - どんな場合でも、1冊の本には多様な権利者や事情が存在する
 - それらをきちんと把握しているのは出版社だけ
 - 手っ取り早くアウトソーシングするのは不可能
- 紛争発生時の当事者適格
 - 侵害行為に対処しようにも当事者としての適格性がない
 - 訴えられる時は出版社も一緒、裁判の結果如何では賠償義務を負う
- 出版コンテンツの多チャンネル展開
 - 出版物をより積極的に活用していくためには、利用のシーンでも出版社がプロデューサー的機能を果たすことが必要
 - メインのプレイヤーとして自由に動くためにも固有の権利が不可欠
- 権利なき義務、自由なき責任
 - このままだと出版産業自体が保たない(理由は複合的)
 - 日本から出版文化が消えてしまう

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

31

いくつかの選択肢

- 出版権の拡張
 - 第三者許諾が不可能なため、デジタル利用で一般的なライセンス契約ができない
 - 品切、絶版の概念がない電子出版やオンデマンド出版に強固な独占性を持つ出版権が相応しいのか？
- 信託譲渡契約
 - 出版物に係わる権利の総量は増えない
 - 他社の権利を受託したり、委託したりすることには抵抗があるなかで、実際に契約の締結を推進していくことが可能なのか？
- 著作隣接権
 - 著作権者の権利を減じることはない
 - 保護期間内の著作物以外にも効力が及ぶ
 - 固有の権利の活用に関しては自らの意志のみに基づいて行える
 - 侵害者に対して、自身の判断で提訴を背景に交渉に臨める

著作隣接権

- 権利に関する試案(非常にざっくりとした私案)
 - 権利の対象
 - 出版物の組版面(固定された組版面と当該組版面を表示・再生させたデータおよびその完成途上にあるデータ)
 - 出版物自体(従来の出版物と組版面データを利用して作成された電子出版物)
 - 権利の内容
 - 固定された組版面にあつては複製権のうち複写(スキャナーでの取込を含む)による行為
 - 従来の出版物にあつては譲渡権と貸与権
 - 組版面データと電子出版物にあつては複製権のうち電子的・磁氣的または光学的手段によるもの、および送信可能化権、譲渡権、貸与権
 - 保護期間
 - レコード制作者に準ずる
 - 一定の期間を区切つての訴求適用が望ましい
 - 権利の行使
 - 許諾権を基本としながら、利用の態様によっては一部に報酬請求権も採り入れる
 - 権利制限
 - レコード制作者に準ずる
- ※ 出版権については現状のままとする

隣接権者として

- 権利者・ユーザー双方が満足するシステムの構築
 - 多チャンネルでの展開を推進
 - 利用ルール、ガイドラインの策定
 - 集中管理機構の設立
 - ワンストップサービスの実現
 - 他産業とのオープンな連携
 - 時代に即した日本の文化・学術・言論の向上に寄与
- 著作権制度の維持、発展への取り組み
 - 悪質な侵害行為への毅然とした対応
 - 著作権教育、啓蒙活動への積極的行動
 - 多様な著作権流通への主体的関与

どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問はいつでも承ります。

また、お会いできる日を楽しみにしています。